

別紙1 「デジタル変革推進事業支援業務仕様書」

1 業務名

デジタル変革推進事業支援業務

2 業務の目的

人口減少に伴い地域課題は複雑多岐化し、住民が安心して暮らし続けるためには公共サービスを一定数維持あるいはこれまで以上に質の高い公共サービスの提供が求められる。一方で、人口減少により行政の経営資源である「ヒト・モノ・カネ」は縮小し、これまでの行政経営では公共サービスを提供しつづけることは困難となることも予想されている。そのため、従前の経営資源に加え、デジタル技術も最大限に活用して公共サービス等の維持・強化を図ることが求められる。しかし、現行の行政経営システムはデジタルを前提としたものになっておらず、デジタル技術を効率的かつ効果的に活用していくためには、行政組織の在り方そのものを変革する必要がある。また、その行政組織を支える人材の確保と育成に加え、人材が持つ能力を最大限に生かすことができるよう職場環境の在り方についても改革していく必要がある。これからの行政は、限られた経営資源を最大限に活用し、デジタル技術も活用しながら組織全体で地域課題の解決にあたることが求められている。

こうした状況を踏まえ、本村においても時代にあった組織経営ができるようデジタル変革（「人づくり」「組織づくり」「仕組みづくり」）に取り組み、行政と住民がデジタル技術も活用して、住民本位の行政、地域、社会を再デザインすることにより、住民が安心して住み続けられる持続可能な村を目指すこととする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 業務の概要

本業務では、「2業務の目的」の内容を踏まえ、本村においてもこれからの時代にあった行政経営システムへ変革するため、村の上位計画である総合計画（やまぞえ未来創生計画）に「デジタル変革」を明確に位置付け、計画的かつ組織的に着実に取り組むことができる体制を構築するとともに、改革の推進を担う専門人材を配置し、その人材を起点に利用者本位（住民・職員）のサービスデザインができるよう組織等の改革を行うものである。

(2) 専門人材の配置

【CDO 補佐官等の配置】

- ・事業全体を管理する CDO 補佐官等を1名配置すること。
- ・原則として、月2回以上山添村役場に来庁すること。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本村の承認を得た上で、WEB 会議等の手段により代替すること。

とができる。

【CDO 補佐官等が支援する事業】

- ・ CDO 補佐官等は、下記事業の支援を行うこと。
 - ①「総合計画（やまぞえ未来創生計画）」及び「山添村 DX 推進計画」の見直し支援
 - ②DX に関する技術的な支援・助言
 - ③職員の働き方改革に関する支援
 - ④国及び他自治体における DX 施策の情報提供
 - ⑤認識共有・機運醸成の支援
 - ⑥次年度の本村の DX 推進にかかる提案
 - ⑦その他

【CDO 補佐官等が担う役割】

- ・ CDO 補佐官等は上記事業の支援にあたり、下記の役割を担うものとする。
 - ①情報共有:本村がめざすデジタル社会に対応した行政組織に係る情報や事例を共有すること。
 - ②課題整理:デジタル社会に対応した行政組織へ変革するための本村の課題を整理すること。
 - ③要求・要件定義:デジタル社会に対応した行政組織へ変革するための本村の要求・要件を定義すること。
 - ④相談・助言:デジタル社会に対応した行政組織へ変革するための取組について相談・助言をすること。
 - ⑤上記も踏まえたデジタル社会に対応した行政組織への変革に係る支援の進捗を把握すること。
 - ⑥本業務の目的達成に資すること。

【CDO 補佐官等の人材要件】

- ・ CDO 補佐官等は、以下の人材要件を全て満たす者であること。
 - ①スキルレベル
 - i) 自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準のプロデューサーの条件を満たすこと（出展：総務省「自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準」）。

人材像	役割	望ましい主なスキル
プロデューサー	全庁的なデジタル変革を主導する	国の政策動向に関する知見、全体方針立案

- ii) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する情報処理技術者試験における情報セキュリティマネジメント試験又は基本情報技術者試験以上のレ

ベルに合格していること。

- iii) 業務遂行に係る基本的業務ツール（チャットツール、オンライン会議ツール、クラウドストレージ等）の活用に関する助言ができること。

②実務要件

- i) 過去5年以内に、小規模自治体（本村と同規模程度の町村）において自治体DXを統括する立場の者（CDO、DX推進統括責任者等）、またはその立場の者を補佐した経験があること。
- ii) 過去5年以内に、自治体のDX推進に係る戦略策定や計画策定の経験があること。
- iii) 過去5年以内に、自治体職員に対するDX研修を実施した経験があること。

③その他要件

- i) 本村職員を含む様々な利害関係者と円滑なコミュニケーションや連絡・調整ができること。
- ii) 本業務において既存の行政形成の在り方に捉われない発想を本村に提供し、実践すること。

【補助担当者の配置】

- ・CDO補佐官等が事業の支援を円滑できるよう、CDO補佐官等の業務を補佐する補助担当者を2名配置すること。
- ・原則として、月1回以上山添村役場に来庁すること。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本村の承認を得た上で、WEB会議等の手段により代替することができる。

【補助担当者の人材要件】

- ・補助担当者は、以下の人材要件を全て満たす者であること。

①スキルレベル

- i) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する情報処理技術者試験における情報セキュリティマネジメント試験又は基本情報技術者試験以上のレベルに合格していること。
- ii) 業務遂行に係る基本的業務ツール（チャットツール、オンライン会議ツール、クラウドストレージ等）の活用に関する助言ができること。

②実務要件

- i) 過去5年以内に、小規模自治体（本村と同規模程度の町村）において自治体DXを統括する立場の者（CDO、DX推進統括責任者等）、またはその立場の者を補佐した経験があること。

- ii) 過去5年以内に、自治体のDX推進に係る戦略策定や計画策定の経験があること。
- iii) 過去5年以内に、自治体職員に対するDX研修を実施した経験があること。

(3) CDO 補佐官等及び補助担当者が支援する業務

- ・具体的な業務内容については以下のとおりとする。

①「総合計画（やまぞえ未来創生計画）」及び「山添村DX推進計画」の見直し支援

- ・自治体DXを推進し、持続可能な村を目指すことを目的に、「デジタル変革」を村の上位計画に位置付けた「総合計画（やまぞえ未来創生計画）」の策定の支援を行う。併せて、「デジタル変革」を踏まえた「山添村DX推進計画」の見直し支援を行う。

②DXに関する技術的な支援・助言

- ・山添村の庁内のDXとともに、公共施設の利活用や住民サービスへの活用等の地域DXに関する提言を行うなど、本村の現状把握を行い、必要な支援・助言を行う。

③職員の働き方改革に関する支援

- ・山添村の職員の働き方改革の推進に関し、現状の組織と役割等を踏まえ、職員がありのままに働き、能動的に活躍することを目的として、それぞれの部署が組織としてより有機的に機能するよう、各部門に対し適切な支援・助言を行う。
- ・山添村が実施するDX推進にかかる事業について、国等の施策や民間企業が持つ技術の動向を踏まえ、山添村が実施する施策の妥当性やあるべき姿について助言等を行うとともに、施策の推進について必要な支援を行う。

④国及び他自治体におけるDX施策の情報提供

- ・国及び他自治体における情報化施策に関する動向について、情報提供を行う。

⑤認識共有・機運醸成の支援

- ・職員のデジタルリテラシー等を把握するためのアセスメント手法を提案すること。

⑥次年度の本村のデジタル変革にかかる提案

- ・本年度の支援を通して感じた課題等に対して、次年度の本村のデジタル変革の取組に関する提案を、10月上旬を目処にすること。

⑦その他

- ・村の求めに応じて、村が主催する会議に参加し、必要な説明や情報提供等を行うこと。

- ・本村の情報政策に係る相談・助言を行うこと
- ・その他、本業務の目的の達成に資する取組を提案すること。

5 成果物

本業務で想定している成果物及び納入期限は以下のとおりとし、詳細については契約時に本村と協議の上決定するものとする。

No	成果物	内容	納入期限
1	月次支援報告書	毎月の支援結果をまとめたもの	翌月末
2	業務実績報告書	1年間の支援結果をまとめたもの	3月末
3	その他	本業務に関する資料	随時

- ・成果物は電子データとすること。
- ・成果物の管理及び権利の帰属は、全て山添村とする。

6 その他

①機密保持

- (ア) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。契約終了後も同様とする。
- (イ) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

②再委託の制限

- (ア) 本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に本村の承認を得ること。
- (イ) 再々委託については認めない。

③その他

- (ア) 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は、本業務に伴い本村と交わす契約書に定めない事項については、本村及び受託者の双方で協議の上決定すること。
- (イ) 本業務の実施に際して、関連する関係法令及び条例等を遵守すること。
- (ウ) 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- (エ) 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (オ) 受託者は、本業務において知り得た情報システムの仕様に関連する調達の入札には参加できないものとする。